

8 私企業からの隔離(国公法第103条)

職員は、営利を目的とする私企業(以下営利企業という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

国公法では、第103条と第104条によって、兼業が制限されています。

	対象	制限される兼業の例
【国公法第103条】 私企業からの隔離	営利企業の <u>役員兼業</u> 、 <u>自営兼業</u> を行う場合を制限	株式会社の取締役、監査役 不動産賃貸、太陽光電気の販売、農業等
【国公法第104条】 他の事業又は事務の関与制限 (p.14~p.15 参照)	職員が <u>報酬を得て</u> 、 <u>営利企業の役員等以外の兼業</u> を行う場合を制限	第103条で制限される兼業以外の、あらゆる有報酬兼業(大学講師等)

内容

- ◆ 国公法第103条は、「役員兼業」と「自営兼業」の2種類を制限しています。
- ◆ この規定に違反して営利企業の地位についての場合、刑事罰が科されることがあります。

【役員兼業】

- ◆ 役員兼業(営利企業の取締役、監査役、理事等となること)は、名義のみであったとしても兼業に該当し、禁止されます。報酬の有無も問いません。

【自営兼業】

- ◆ 自営兼業(商業、工業、農業等を営むこと)も役員兼業と同様に原則として禁止されています。ただし、一定の規模以上の不動産等賃貸や太陽光電気の販売等の区分に応じて承認基準が定められており、これに基づいて所轄庁の長等の承認を得た場合には、自営兼業を行うことができます。

◆ 自営に該当する基準

不動産又は 駐車場の賃貸	一定の規模(※)以上の場合 (※)独立家屋…5棟以上 / アパート…10室以上、 土地…10件以上 / 駐車台数…10台以上、 賃貸料収入が年額500万円以上等
太陽光電気の販売	発電設備の出力が10キロワット以上である場合
農業等	大規模に経営され客観的に営利を主目的とする企業と判断される場合

◆ 自営に該当する場合の承認基準

不動産又は駐車場の賃貸 太陽光電気の販売	<p>① 職員の官職と承認に係る兼業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。</p> <p>② 入居者の募集、賃貸料の集金、発電設備の維持管理等といった、事業の管理業務を事業者に委ねること等(親族による管理も含む)により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。</p> <p>③ その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。</p>
その他の兼業	<p>① 職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。</p> <p>② 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者として いること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。</p> <p>③ <u>当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。</u></p> <p>④ その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。</p>

【照会例 7】

- Q. インターネットオークションやフリーマーケットアプリを用いて商品販売を行うことや、動画サイト等でアフィリエイト収入を得ることはできますか。
- A. インターネットオークションやフリーマーケットアプリで、着なくなった服など自分がたまたま所有しているものを出品することや、単純にアフィリエイト収入を得ることをもって兼業には該当しません。しかしながら、営利目的や継続性・反復性の有無、規模（主には収入額）等によっては承認が必要な兼業に該当する可能性があります。

【照会例 8】

- Q. 転勤等に伴い空き家となる自宅を賃貸する場合にも兼業の申請・承認は必要ですか。
- A. 転勤等に伴い自ら所有する建物を賃貸する場合、当該建物のみなど小規模な賃貸の場合は兼業の申請は不要です。
- ただし、既に他の不動産を賃貸している場合には、自宅とそれらと合計して P.12の表「自営に該当する基準」に掲げる一定の規模以上となる場合には、申請・承認が必要な兼業に該当します。

【照会例 9】

- Q. 株式の所有や売買は、兼業規制との関係で問題になりますか。
- A. 単に資産運用の一環として株式を所有したり、売買したりすることは兼業規制に抵触するものではありません。（ただし、府省によっては、インサイダー取引の防止等の観点から、内規等で株取引等を制限している場合もあります。また、本省審議官級以上の職員については、国家公務員倫理法に基づく株取引等の報告が必要となります。）
- なお、一定数以上の株式所有については報告が必要となる場合がありますので、併せて注意する必要があります（詳しくは P.15 参照）。

【事例 15】

株式会社の設立目的であることを認識の上、5万円の報酬を得て「名義貸し」を行い、同社に登記されたことにより、同社の取締役役に就任した → 減給処分

【事例 16】

家族から賃貸不動産を含む全財産を相続し、アパート及び駐車場の賃貸を行っていたにもかかわらず、自営兼業の承認申請を怠っていた → 減給処分

【事例 17】

約1年半にわたり、継続的に車両の売買を行い、収入を得ていた → 停職処分

【資料】 関係法令及び懲戒処分の状況等について

服務・懲戒に係る法令や、年間の懲戒処分の状況等の記者発表資料等については、以下のホームページに掲載していますので、参照してください。

<服務・懲戒に関連する人事院ホームページはこちら：関係法令、記者発表にも繋がります>



【人事院 職員の勤務環境 — 服務・懲戒制度】

https://www.jinji.go.jp/ichiran/ichiran_fukumu_choukai.html

<選挙に際しての人事院からの注意喚起はこちら>



【人事院 報道発表 — 一般職の国家公務員の政治的行為の制限に関する通知について】

https://www.jinji.go.jp/kouho_houdo/kisya/2410/2024shuugiinsenkyo.html

<国家公務員法関係法令等一覧はこちら>



【人事院 関係法令— 国家公務員関係法令等一覧】

<https://www.jinji.go.jp/kisoku/ichiran.html>

※P.9に関連する「人事院規則 14—7」は、こちらから直接ご覧いただけます。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324RJNJ14007000>



<内閣人事局が所管する服務制度に関する情報はこちら>



【内閣官房 内閣人事局—服務・勤務時間】

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_e.html

<内閣人事局・人事院共同作成の兼業に関する Q&A はこちら>



【人事院 職員の勤務環境 — 「一般職の国家公務員の兼業について(Q&A集)】

<https://www.jinji.go.jp/content/000004413.pdf>